

重要論点チェックシート

【はじめに】

極<記述>答練では、論点チェック方式による採点システムを採用しています。

これまで、予備校の答練を受講された際に、論点は外してしまっただが、たまたま添付情報が共通していたので減点を免れた、というような経験をお持ちの方もおられると思います。

しかし、これでは本当の実力など量れず、機械的な採点になってしまいます。そこで、小泉司法書士予備校では、論点チェック方式による採点を行い、きちんと論点を把握した上で、正しい記載ができた場合のみ得点するという、まったく新しい採点システムを採用しています。

【利用方法】

- ①まず、答練の問題を解いて下さい。演習時間は100分です。
- ②演習時間の終了後、このシートを使って「各論点の把握と正しい記載」ができたかのチェックをして下さい。チェック結果は、「ご自身の正誤チェック結果」欄に、YES・NO（または○×など）でメモして下さい。
- ③メモしたチェック結果を、小泉司法書士予備校ホームページの「解答入力画面」に入力し、送信して下さい。成績処理がされます。 ※合格判定の精度保持のため、0点（白紙答案等）の場合は、成績処理いたしませんので、あらかじめご了承下さい。
- ④個人成績表公開日以降、ご自身の成績と成績上位者の一覧を、確認することができます。
(極答練スケジュール <http://shihoshoshi-school.net/schedule/toren2014.html>)

【論点1】 ご自身の正誤チェック結果【 】

① 欄	第1欄
② 項目	登記の目的
③ 論点及びその解答	相続放棄により甲山三郎は当初から相続人ではなくなっており、かつ、是正前後の同一性があるため、いったん相続登記を抹消して改めて相続登記を申請しなくとも、更正登記を申請することができると判断できた。 2番所有権更正
④ 配点	YES 2点

【論点2】 ご自身の正誤チェック結果【 】

① 欄	第1欄
② 項目	登記事項
③ 論点及びその解答	<p>権利主体の更正登記であるため、更正後の事項として、持分以外に氏名も記載すると判断でき、かつ、解答例のとおり正確に記載できた。</p> <p>更正後の事項 共有者 持分2分の1 甲山一郎 2分の1 乙川二郎</p>
④ 配点	YES 1点

【論点3】 ご自身の正誤チェック結果【 】

① 欄	第1欄
② 項目	添付情報
③ 論点及びその解答	<p>相続登記が代位により登記されているため、登記識別情報は登記名義人に通知されておらず、登記識別情報は提供できないため、本人確認情報の提供が必要であると判断できた。</p> <p>登記識別情報提供の要否について不要に○ 甲山三郎の本人確認情報</p>
④ 配点	YES 2点

..... 中略

【論点8】 ご自身の正誤チェック結果【 】

① 欄	第1欄(2)
② 項目	添付情報
③ 論点及びその解答	<p>更正登記(付記)により乙川二郎名義の登記識別情報が通知されているが、これが元々甲山三郎名義で登記されていた持分3分の1に相当する部分に係る登記識別情報にすぎないため、これと伴に本人確認情報の提供が必要である判断できた。</p> <p>乙川二郎の甲区2番付記1号登記識別情報 乙川桜子及び乙川和夫の本人確認情報</p>
④ 配点	YES 2点

..... 中略

【論点25】 ご自身の正誤チェック結果【 】

① 欄	第1欄
② 項目	登記の事由
③ 論点及びその解答	最初の清算人の登記は、登記期間算定のため、登記の事由に日付を記載すると判断でき、解答例のとおり正確に記載できている。 平成27年3月1日清算人及び代表清算人就任
④ 配点	YES 1点

【論点26】 ご自身の正誤チェック結果【 】

① 欄	第1欄
② 項目	登記の事由
③ 論点及びその解答	清算人の変更登記は、最初の清算人の就任登記とは別に登記の事由となり、この場合は、登記すべき事項に年月日が記載されるため、登記の事由には年月日は不要であると判断できた。 清算人及び代表清算人の変更
④ 配点	YES 1点

【論点27】 ご自身の正誤チェック結果【 】

① 欄	第1欄
② 項目	登記すべき事項
③ 論点及びその解答	存続期間満了による解散の日付は、満了日の翌日であると判断し、解答例のとおり正確に解散原因も記載できている。 平成27年3月1日存続期間の満了により解散
④ 配点	YES 2点

..... 中略

【論点43】 ご自身の正誤チェック結果【 】

① 欄	第3欄
② 項目	登記することができない事由
③ 論点及び その解答	登記することができない事由を正確に特定できた。 取得条項付株式の取得の件
④ 配点	YES 1点

【論点44】 ご自身の正誤チェック結果【 】

① 欄	第3欄
② 項目	その理由
③ 論点及び その解答	清算株式会社においては自己株式の取得はできないと判断でき、解答例の内容がおおよそ記載できている。 清算株式会社は、原則として、自己株式の取得をすることはできない。 株式会社甲山商事は、平成27年3月1日に清算株式会社となっており、取得条項付株式の取得日の決定は効力を生じないため、取得条項付株式の取得と引換えにする株式の発行の変更登記も申請することはできない。
④ 配点	YES 2点

..... 中略

【論点46】 ご自身の正誤チェック結果【 】

① 欄	第4欄
② 項目	登録免許税の額
③ 論点及び その解答	支店における清算終了の登録免許税の金額は、本店所在地における申請と同様に金2000円であると判断できた。 金2000円
④ 配点	YES 1点